

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る 地域再生計画認定（令和5年度第1回）について

令和5年8月18日
内閣府地方創生推進事務局

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を記載する地域再生計画について、同条第15項の規定に基づき、別紙2、別紙3のとおり認定しました。今回の認定状況等は、以下のとおりです。

1. 地域再生計画の認定状況

(1) 新規… 42件（申請団体数：1県、40市町村）

(2) 変更… 78件（申請団体数：3県、75市町村）

＜主な変更点＞事業内容、KPI、事業実施期間、寄附の金額の目安 等

今回の認定により、令和5年8月18日現在で効力のある認定計画数は1,684計画になります（複数の地域再生計画の認定を受けている団体があるため、下記2.の認定団体数とは一致しません。）。

2. 認定団体数

今回、新規計画の認定を受けた団体は1県、40市町村です。

今回の認定により、令和5年8月18日現在で効力のある認定計画を有する団体は1,610団体（46道府県、1,564市町村）となります。

区分	令和5年8月18日現在 で効力のある認定計画 を有する団体数・割合 (①)(※)		(参考) 令和5年4月1日現在 (令和4年度第4回認定後) で効力のある認定計画を 有する団体数 (②)	(参考) 増加 (①-②)
	道府県	46	100%	46
市町村	1,564	92.2%	1,543	21
計	1,610	92.4%	1,589	21

※制度の対象外となる団体を除いて算出したもの

3. 今後の予定

令和5年度第2回の認定に向けた申請の受付は、令和5年9月頃を予定しています。

● 添付資料

- ・ 別紙 1 企業版ふるさと納税の認定状況（都道府県別）
- ・ 別紙 2 企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の新規認定を受けた団体一覧
- ・ 別紙 3 企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の変更認定を受けた団体一覧
- ・ 別紙 4 企業版ふるさと納税の概要

《お問い合わせ先》
内閣府地方創生推進事務局
TEL:03-6257-1421

(別紙1)

企業版ふるさと納税の認定状況（都道府県別）

	令和5年8月18日現在で 効力のある認定計画を 有する団体数			認定 市町村 割合
	道府県分	市町村分	合計	
北海道	1	169	170	94.4%
青森県	1	38	39	95.0%
岩手県	1	30	31	90.9%
宮城県	1	35	36	100.0%
秋田県	1	22	23	88.0%
山形県	1	31	32	88.6%
福島県	1	49	50	83.1%
茨城県	1	44	45	100.0%
栃木県	1	22	23	88.0%
群馬県	1	32	33	91.4%
埼玉県	1	56	57	94.9%
千葉県	1	48	49	94.1%
東京都		12	12	40.0%
神奈川県	1	25	26	92.6%
新潟県	1	28	29	93.3%
富山県	1	14	15	93.3%
石川県	1	19	20	100.0%
福井県	1	15	16	88.2%
山梨県	1	27	28	100.0%
長野県	1	58	59	75.3%
岐阜県	1	39	40	92.9%
静岡県	1	35	36	100.0%
愛知県	1	50	51	92.6%
三重県	1	26	27	89.7%

	令和5年8月18日現在で 効力のある認定計画を 有する団体数			認定 市町村 割合
	道府県分	市町村分	合計	
滋賀県	1	19	20	100.0%
京都府	1	25	26	96.2%
大阪府	1	38	39	88.4%
兵庫県	1	38	39	92.7%
奈良県	1	39	40	100.0%
和歌山県	1	29	30	96.7%
鳥取県	1	18	19	94.7%
島根県	1	17	18	89.5%
岡山県	1	27	28	100.0%
広島県	1	20	21	87.0%
山口県	1	19	20	100.0%
徳島県	1	24	25	100.0%
香川県	1	16	17	94.1%
愛媛県	1	19	20	95.0%
高知県	1	31	32	91.2%
福岡県	1	56	57	93.3%
佐賀県	1	20	21	100.0%
長崎県	1	21	22	100.0%
熊本県	1	45	46	100.0%
大分県	1	17	18	94.4%
宮崎県	1	26	27	100.0%
鹿児島県	1	41	42	95.3%
沖縄県	1	35	36	85.4%
合計	46	1,564	1,610	92.2%

(注) 認定市町村割合は、制度の対象外となる市町村を除いて算出したもの。

**企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の
新規認定を受けた団体一覧（令和5年度第1回）**

●包括的な計画（地方版総合戦略に記載された事業を網羅的に記載した計画）の認定団体

	地方公共団体名
北海道	浦臼町、新ひだか町、浜中町
宮城県	七ヶ宿町、色麻町、美里町
福島県	川俣町
茨城県	神栖市
栃木県	那須塩原市
埼玉県	川島町
千葉県	東金市、香取市
東京都	青梅市
神奈川県	二宮町、大井町
新潟県	田上町
山梨県	都留市
長野県	飯山市、長和町、下條村
愛知県	高浜市
三重県	南伊勢町
京都府	与謝野町
大阪府	岸和田市、豊中市、泉大津市、四條畷市
兵庫県	洲本市
島根県	川本町、隠岐の島町
山口県	山口市
香川県	宇多津町
愛媛県	四国中央市
佐賀県	佐賀県、大町町
沖縄県	宜野座村、金武町、中城村、南風原町、南大東村、伊是名村

●個別計画（特定の事業を記載した計画）の認定団体

地方公共団体名	地域再生計画名
大阪府泉大津市	農山村地域との連携から生まれる「食を軸とした健康」事業による子育て世代への魅力向上計画

**企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の
変更認定を受けた団体一覧（令和5年度第1回）**

●包括的な計画（地方版総合戦略に記載された事業を網羅的に記載した計画）の認定団体

	地方公共団体名
北海道	富良野市、北広島市、鹿部町、森町、今金町、共和町、清水町、更別村、厚岸町、白糠町
青森県	三沢市、七戸町、南部町
岩手県	盛岡市、金ヶ崎町
宮城県	石巻市
秋田県	北秋田市
福島県	南相馬市、川俣町
茨城県	鹿嶋市
栃木県	那須塩原市
群馬県	明和町
千葉県	千葉市、木更津市、成田市、香取市、山武市
東京都	青梅市
神奈川県	横浜市
福井県	福井県
山梨県	都留市、笛吹市
長野県	須坂市、飯山市、軽井沢町
静岡県	小山町
愛知県	岡崎市、高浜市、田原市
三重県	三重県、桑名市、朝日町、南伊勢町
京都府	長岡京市、与謝野町
大阪府	岸和田市、豊中市、松原市、箕面市、羽曳野市、門真市、四條畷市、太子町
兵庫県	洲本市、淡路市、たつの市、稲美町、播磨町
鳥取県	鳥取市
島根県	浜田市
山口県	山口市

徳島県	阿波市、那賀町
香川県	さぬき市、多度津町
愛媛県	新居浜市、四国中央市
福岡県	福岡市、太宰府市、広川町
佐賀県	佐賀県、玄海町、大町町
大分県	日田市、佐伯市
宮崎県	都農町
沖縄県	中城村、西原町

企業版ふるさと納税

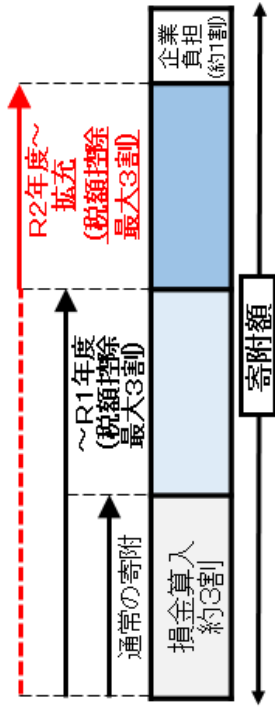
参考

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

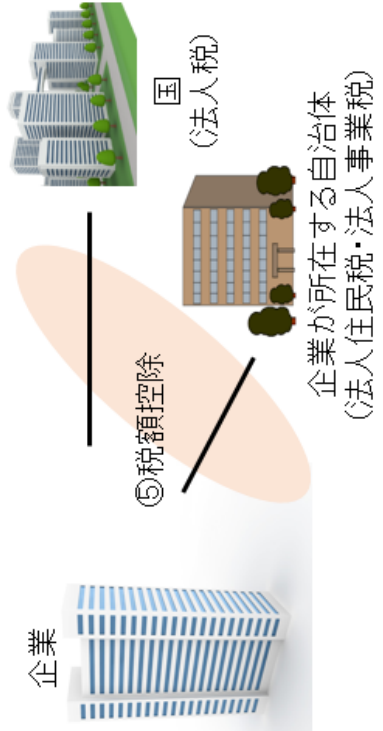
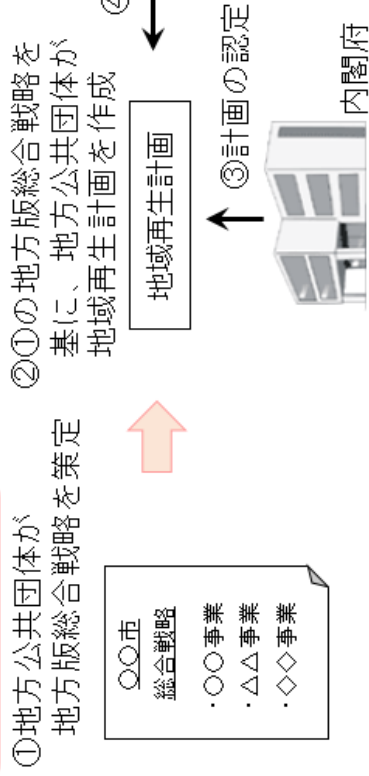
- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要

※ 以下の地方公共団体は対象外。
 ① 不交付団体である東京都
 ② 不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村
 ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。



例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。
 ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。
 (法人住民税法人税割額の20%が上限)
 ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その差額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
 ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ



◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,564市町村(令和5年8月18日時点)